

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人球心会（以下「本法人」という。）の定款第12条及び第25条の規定に基づき、本法人の評議員及び役員の報酬及び費用に関し、法令または本法人の定款について定めるもののほか必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

2. 常勤役員とは、役員のうち本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
3. 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

第2章 役員報酬

(報酬)

第3条 この規則において報酬等とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員に支給する月額報酬
- (2) 非常勤役員が理事会等の会議に出席した場合に支給する日当
- (3) 評議員に支給する年額報酬

(費用)

第4条 役員等の職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費含む。）及び手数料等の経費は、費用として報酬等と明確に区分する。

(報酬等の額の決定)

第5条 常勤役員の月額報酬は、別表1（月額報酬表）を基準として評議員会で決定する。

2. 前項の報酬額は、役職、職務内容、責任の程度及び勤務実態等を総合的に勘案し、社会通念上相当と認められる範囲内において決定するものとする。
3. 非常勤役員の報酬は原則として無報酬とする。ただし、理事会その他本法人の業務遂行に必要な会議に出席した場合には、別表2に定める日当を、会議出席の都度支給することができる。
4. 役員等が本法人の事業として実施する講演、イベント対応その他の業務に従事した場合には、別に定める謝金に関する基準に準じて謝金を支給することができる。
5. 前2項に基づき支給される報酬については、本人の申し出により、その全部又は一部の受領を辞退することができる。
6. 評議員の年額報酬は、定款第12条の定めに従い、各年度において一人当たり30万円を超えない範囲で評議員会において決定する。

(報酬等の支給と控除)

第6条 常勤役員に対する月額報酬は、毎月25日（当日が金融機関の休業日の場合は前営業日）に、金融機関口座への振込により支給するものとする。

2. 非常勤役員の日当は、会議出席後、翌月末日までに金融機関口座への振込により支給するものとする。
3. 役員等に対する謝金は、当該業務終了後、翌月末日までに金融機関口座への振込により支給するものとする。
4. 評議員の年額報酬は、当該年度終了後、2カ月以内に金融機関口座への振込により支給するものとする。
5. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（費用の支払い）

第7条 本法人は、役員等がその職務の遂行にあたって負担する交通費、旅費（宿泊費を含む。）その他の費用について、業務上必要と認められる範囲において実費を支給する。

2. 交通費は、合理的な経路及び方法に基づき算定する。
3. 通勤手当については、事務局職員の給与細則に準じて、支給要件に該当する常勤役員に対し支給する。
4. 前項の費用については、本人の申し出により、その全部又は一部の受領を辞退することができる。

第3章 補則

（改廃）

第9条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第10条 この規則の実施に際し必要な事項は、代表が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

（附則）

この規程は、2025年9月8日から施行する。

（附則）

この規程は、2026年5月14日から改訂施行する。

（附則）

この規程は、2026年9月28日から改訂施行する。

別表1：月額報酬表（単位：円）

号俸	月額
1	50,000

2	1 0 0, 0 0 0
3	1 5 0, 0 0 0
4	2 0 0, 0 0 0
5	2 5 0, 0 0 0
6	3 0 0, 0 0 0
7	3 5 0, 0 0 0
8	4 0 0, 0 0 0
9	4 5 0, 0 0 0
1 0	5 0 0, 0 0 0
1 1	5 5 0, 0 0 0
1 2	6 0 0, 0 0 0
1 3	6 5 0, 0 0 0
1 4	7 0 0, 0 0 0
1 5	7 5 0, 0 0 0
1 6	8 0 0, 0 0 0
1 7	8 5 0, 0 0 0
1 8	9 0 0, 0 0 0
1 9	9 5 0, 0 0 0
2 0	1, 0 0 0, 0 0 0
2 1	1, 0 5 0, 0 0 0
2 2	1, 1 0 0, 0 0 0
2 3	1, 1 5 0, 0 0 0
2 4	1, 2 0 0, 0 0 0
2 5	1, 2 5 0, 0 0 0
2 6	1, 3 0 0, 0 0 0
2 7	1, 3 5 0, 0 0 0
2 8	1, 4 0 0, 0 0 0
2 9	1, 4 5 0, 0 0 0
3 0	1, 5 0 0, 0 0 0
3 1	1, 5 5 0, 0 0 0
3 2	1, 6 0 0, 0 0 0
3 3	1, 6 5 0, 0 0 0
3 4	1, 7 0 0, 0 0 0
3 5	1, 7 5 0, 0 0 0
3 6	1, 8 0 0, 0 0 0
3 7	1, 8 5 0, 0 0 0

3 8	1, 9 0 0, 0 0 0
3 9	1, 9 5 0, 0 0 0
4 0	2, 0 0 0, 0 0 0
4 1	2, 0 5 0, 0 0 0
4 2	2, 1 0 0, 0 0 0
4 3	2, 1 5 0, 0 0 0
4 4	2, 2 0 0, 0 0 0
4 5	2, 2 5 0, 0 0 0
4 6	2, 3 0 0, 0 0 0
4 7	2, 3 5 0, 0 0 0
4 8	2, 4 0 0, 0 0 0
4 9	2, 4 5 0, 0 0 0
5 0	2, 5 0 0, 0 0 0
5 1	2, 5 5 0, 0 0 0
5 2	2, 6 0 0, 0 0 0
5 3	2, 6 5 0, 0 0 0
5 4	2, 7 0 0, 0 0 0
5 5	2, 7 5 0, 0 0 0
5 6	2, 8 0 0, 0 0 0
5 7	2, 8 5 0, 0 0 0
5 8	2, 9 0 0, 0 0 0
5 9	2, 9 5 0, 0 0 0
6 0	3, 0 0 0, 0 0 0

別表 2：会議出席日当（単位：円）

理事会その他本法人の業務遂行に必要な会議に出席した場合

日当 20,000円／回